

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する計画

宇治田原町

1 促進計画の区域

別紙地図に記載のとおりとする。

2 促進計画の目標

1. 宇治田原町区域

(1) 現況

本町は中山間地域で、豊かな生物の生息地であり、平地は水田利用をし、急傾斜地は畑として利用されている。水田については経営面積が少なく生産条件が悪く、畑は傾斜地であり生産性が悪い。現在、農地や農道・用排水路の清掃、草刈等は農業者や水利組合等が担い適正に行っているところであるが、高齢化と若者の流出により地域の連帯感・協調性が薄れつつあります。

そのため、環境負荷の軽減に配慮した農業、生産条件の格差が大きいことからこれを補正する取組や農地や農業用施設の清掃、草刈等の取組を組織的に行う必要がある。

(2) 目標

(1)を踏まえ、本地域では、法第3条第3項第1号に掲げる事業と同項第2号、第3号に掲げる事業を推進し、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

3 法第6条第2項第1号の区域内においてその実施を推進する多面的機能発揮促進事業に関する事項

	実施を推進する区域	実施を推進する事業
①	宇治田原町区域	法第3条第3項第1号に掲げる事業及び同項第2号、第3号に掲げる事業

4 法第6条第2項第1号の区域内において特に重点的に多面的機能発揮促進事業の実施を推進する区域を定める場合にあっては、その区域

設定しない。

5 その他促進計画の実施に関し市町村が必要と認める事項

法第3条第3項第2号に掲げる事業の実施に関し、以下のとおり定めることとする。

(1) 対象農用地の基準

1) 対象地域及び対象農用地の指定

交付金の対象地域及び対象農用地については、次のアの指定地域のうちイの要件を満たす農用地区域内の農用地であって、1 ha 以上の一団の農用地とする。ただし、連担部分が1 ha 未満の団地であっても、集落協定に基づく農用地の保全に向けた共同取組活動が行われる複数の団地の合計面積が1 ha 以上であるときは、対象とする。また、連担している農用地でも傾斜等が異なる農用地で構成される場合には、一部農用地を指定することができる。

更に、一団の農用地において、田と田以外が混在しすべてが田の傾斜基準を満たしている場合においては、当該一団の農用地について、協定の対象となる農用地とすることができる。ただし、交付金の対象となる農用地は、田のみとする。なお、畦畔及び法面も農用地面積に加える。

ア 対象地域

(ア) 特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律（平成5年法律第72号）第2条第4項の規定に基づき公示された特定農山村地域（宇治田原町全域）

(イ) 山村振興法（昭和40年法律第64号）第7条第1項の規定に基づき指定された振興山村地域（旧宇治田原村）

イ 対象農用地

(ア) 急傾斜農用地については、田1/20以上、畑15度以上

勾配は、団地の主傾斜により判定を行い、団地の一部が当該主傾斜を下回っても、当該主傾斜が傾斜基準を満たす場合には交付金の対象とする。

(イ) 自然条件により小区画・不整形な田

(ウ) 宇治田原町長の判断によるもの

緩傾斜農用地

(a) 急傾斜農用地と連担している緩傾斜農用地

一団のまとまりを形成している緩傾斜農用地が、一団の急傾斜農用地と物理的に連担している場合（この場合急傾斜農用地と同一の集落協定内において、通作、水管理等上流の急傾斜農用地を維持する上で必要な一団の農用地に限る。）

(b) 緩傾斜という条件に別の農業生産条件の不利性が加わる場合

(i) 緩傾斜農用地が高齢化の進行により耕作放棄が進んでいる場合
緩傾斜農用地を含む協定集落に係る高齢化率・耕作放棄率の両者が全国平均以上とする。(高齢化率 30%以上、耕作放棄率：田 5%以上、畑(草地を含む。) 10%以上)

(ii) 土壌条件が著しく悪い場合

(エ) 京都府知事が地域の実態に応じて指定する地域

(2) 対象者

認定農業者に準ずる者とは、宇治田原町の地域認定等に定められた者など地域の実情に合わせて宇治田原町長が認定する者とする。